



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 1

告 示

- 民有保安林の指定（森林緑地課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 2
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 2

公 告

- 国土調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課）…………… 3
- 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課）…………… 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第5号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県准看護師試験委員	日額 9,300
-------------	----------

を

沖縄県准看護師試験委員	日額 9,300
沖縄県がん対策推進協議会委員	日額 9,300

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上ミナト原3196番・3197番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第103号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
石川加入区	主として刺し網漁業（総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業）	うるま市石川白浜一丁目5番53号 上地昌栄 うるま市石川白浜一丁目5番41号 伊敷幸栄

沖縄県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年 2月26日から同年 3月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字屋部669番から 名護市市字宮里433番3まで	10.8m ～ 29.0m	4,616.0m
	名護市字宇茂佐1321番から 名護市市字宮里692番1まで	30.0m ～ 80.0m	51.2m
新	名護市字屋部669番から 名護市市字宮里433番3まで	10.8m ～ 29.0m	4,616.0m
	名護市字宮里875番19から 名護市字宮里876番20まで	30.0m ～ 50.8m	53.6m

沖縄県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年2月26日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宜野湾南風原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字兼城731番1から 南風原町字喜屋武379番9まで	11.6m ～ 37.5m	561.4m
新	南風原町字兼城731番1から 南風原町字喜屋武598番5まで	28.0m ～ 80.8m	885.9m

沖縄県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成25年2月26日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小浜港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字小浜3225番1から 竹富町字小浜3225番1まで	12.0m ～ 12.9m	29.8m
新	竹富町字小浜3225番1から 竹富町字小浜3225番1まで	12.0m ～ 70.4m	29.8m

公 告

那覇市首里金城町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成25年2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 那覇市首里金城町（1丁目、2丁目、3丁目）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成21年7月1日から平成23年2月28日まで
- 4 縦覧期間 縦覧期間は、平成25年2月27日（水曜日）から同年3月18日（月曜日）までとし、縦覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- 5 縦覧場所 那覇市役所首里支所1階会議室（那覇市首里久場川町2丁目18番地9）

6 誤り等の訂正の申出

- (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
- (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
- (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

北谷町字玉上仲山原地区の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第14条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 北谷町字玉上仲山原地区の一部の地域（80番、81番、82番、83番及び里道）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県北谷町地籍図及び沖縄県北谷町地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成24年 8月 8日から同年12月25日まで
- 4 閲覧期間 閲覧期間は、平成25年 2月27日（水曜日）から同年 3月18日（月曜日）までとし、閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- 5 閲覧場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県企画部土地対策課
- 6 誤り等の訂正の申出
 - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
 - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
 - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 4月14日まで縦覧に供する。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 2月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピースネットワーク
- 3 代表者の氏名 ロレンゾバージルマキラン
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川2550番地 7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県における無希望型の若年無業者（ニート）に対し、キャリア教育・国際交流・地域社会奉仕活動・環境保全活動を通して、地域社会への理解と啓発および就業意欲を高め、社会教育に貢献することを目的とする。また、地域の高校生・大学生を中心とした若年層に対し、環境をテーマとした国際交流活動を通して、環境保護の意欲を高めることを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー宜野湾コンベンションシティ 宜野湾市宇字地泊浜原558番10
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目 2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年 2月26日から同年 3月26日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 2月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月28日 沖縄県指令土第985号、平成25年 1月15日 沖縄県指令土第12号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字楚辺2326番 1ほか22筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路、公園及び緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称並びに住所及び氏名 読谷村字楚辺1188番地 有限会社ポルシェ食品 代表取締役 澤岨カズ子、読谷村字伊良皆356番地 1 澤岨直樹
- 5 検査済証番号 平成25年 2月18日 第3071号
- 6 工事完了年月日 平成25年 1月15日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号